

—信頼される運送事業者を目指して—

トラック事業者ハンドブック



北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 北海道トラック協会

—— 関 係 官 庁 ——

北海道運輸局	〒060-0042	札幌市中央区大通西10丁目	札幌第2合同庁舎
自動車交通部	貨物課	〃	TEL 011-290-2743
	自動車監査官	〃	TEL 011-290-2744
	自動車技術安全部整備・保安課	〃	TEL 011-290-2754
			輸送監査担当
札幌運輸支局	〒065-0028	札幌市東区北28条東1丁目	TEL 011-731-7167
函館運輸支局	〒041-0824	函館市西桔梗町555-24	TEL 0138-49-8863
室蘭運輸支局	〒050-0081	室蘭市日の出町3-4-9	TEL 0143-44-3012
旭川運輸支局	〒070-0902	旭川市春光町10-1	TEL 0166-51-5272
帯広運輸支局	〒080-2459	帯広市西19条北1丁目8-4	TEL 0155-33-3286
釧路運輸支局	〒084-0906	釧路市鳥取大通6-2-13	TEL 0154-51-2514
北見運輸支局	〒090-0836	北見市東三輪3丁目23番地2	TEL 0157-24-7631

—— 北海道適正化事業実施本部・事務所所在地 ——

北海道適正化事業実施本部 ((公社)北海道トラック協会内)	〒064-0809	札幌市中央区南9条西1丁目	TEL 011-551-1357 FAX011-521-5810
北海道適正化事業実施本部札幌事務所 ((公社)北海道トラック協会内)	〒064-0809	札幌市中央区南9条西1丁目	TEL 011-206-7900 FAX011-520-6520
北海道適正化事業実施本部函館事務所 ((一社)函館地区トラック協会内)	〒041-0824	函館市西桔梗町555-32	TEL 0138-49-1777 FAX0138-49-1659
北海道適正化事業実施本部室蘭事務所 ((一社)室蘭地区トラック協会内)	〒050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	TEL 0143-44-0993 FAX0143-45-8024
北海道適正化事業実施本部旭川事務所 ((一社)旭川地区トラック協会内)	〒079-8442	旭川市流通団地2-4	TEL 0166-73-7760 FAX0166-47-5079
北海道適正化事業実施本部帯広事務所 ((一社)十勝地区トラック協会内)	〒080-2459	帯広市西19条北2丁目4	TEL 0155-36-8575 FAX0155-35-4614
北海道適正化事業実施本部釧路事務所 ((一社)釧路地区トラック協会内)	〒084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	TEL 0154-51-3108 FAX0154-52-4019
北海道適正化事業実施本部北見事務所 ((一社)北見地区トラック協会内)	〒090-0835	北見市光西町167	TEL 0157-24-4833 FAX0157-24-8613

はじめに

貨物自動車運送事業は、日本の物流の中心的な地位を持ち、国内物流の基幹的役割を果たしており、わが国の経済と国民生活に不可欠な存在です。また、災害時には緊急支援物資の輸送を担い、被災者の方々の「ライフライン=命綱」としての役割を果たします。業界としても、常に安心して安全な輸送サービスを安定的に供給する責務があり、そのために「安全の確保」が最も重要なテーマとなっています。

また、各貨物運送事業者には、常に安全を最優先するという経営理念の下で、関係法令の遵守とともに、全社的な安全性向上の取り組みを主導する「運輸安全マネジメントの導入」が義務付けられていますが、昨今のバス・トラック等の重大事故に見られるように、完全には浸透していないのが現状です。

更に、近年における法令規則等の改正、コンプライアンスの徹底等、貨物運送事業者を取り巻く環境も大きく変化しています。それらにより事業者及び運行管理者の遵守事項や業務は多岐に及び、その根拠となる貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則等の関係法令の理解も容易ではありません。

最前線で安全管理を担う運行管理者にも、法令理解と遵守はもとより、運転者の教育・指導にも一定の知識や対応が求められ、安全管理上の極めて重要な役割が課せられています。

このような状況を踏まえ、本ハンドブックは、事業者の業務内容と関係法令を整理し、帳票類の記入例等を多用し解説することによって、事業者の法令理解等を促進し日々の業務をより適切に行うとともに、一層の安全対策に取り組むことを目的として作成しました。本ハンドブックを事業所の運行管理・整備管理・労務管理等及び安全管理（交通事故防止）と輸送品質の向上の一助としてお役立ていただければ幸いです。

平成29年6月

公益社団法人 北海道トラック協会

< 目 次 >

- ・関係官庁
- ・はじめに

第1章	貨物自動車運送事業とは	
1	事業の種類	1
2	運賃・料金、運送約款	2
第2章	貨物自動車運送事業関係法令体系	5
第3章	事業者の責務	
1	運行管理者の業務と事業者の遵守事項との関係	6
2	事業者及び乗務員の遵守事項	
(1)	事業者が守るべき事項	7
(2)	乗務員が守るべき事項	21
3	運行管理規程	22
4	車両管理台帳	23
5	事業計画等の変更	24
6	報告等	
(1)	事故報告	28
(2)	事業報告書・事業実績報告書	37
7	乗務員の健康状態の把握（事業者の役割）	50
8	社会保険等加入について	
(1)	労災保険	51
(2)	雇用保険	52
(3)	健康保険	52
(4)	厚生年金保険	53
9	運輸安全マネジメント	
(1)	運輸安全マネジメントの概要	54
(2)	運輸安全マネジメントの実施と行政処分との関係	55
(3)	輸送の安全に関する公表（情報公開）	56
(4)	運輸安全マネジメントの実施に当たっての手引き	56
(5)	安全管理規程及び安全統括管理者の選任等	61
第4章	運行管理者制度	
1	運行管理者制度の目的	64
2	運行管理者の選任	
(1)	運行管理者の選任数	64
(2)	運行管理者の選任届等	65
(3)	運行管理者の資格要件	66
(4)	運行管理者の補助者の選任	67

3	運行管理者の職務権限	68
4	運行管理者の講習について	68
5	運行管理者の資格取り消しについて	69
6	運行管理者の業務	
(1)	運行管理者の業務	70
(2)	乗務員の健康状態の把握（運行管理者の役割）	75
(3)	点呼	
ア	点呼の実施要領	76
イ	点呼の記録	78
ウ	I T点呼	81
エ	他営業所点呼	84
オ	同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業の点呼	85
カ	受委託点呼	86
(4)	運行指示書	87
(5)	乗務記録（運転日報）	93
(6)	運行記録計による記録と管理	100
(7)	運転者台帳	103
(8)	乗務員の指導及び監督	107
第5章	整備管理者制度	
1	整備管理者制度の目的	109
2	整備管理者の選任	
(1)	整備管理者の選任	109
(2)	整備管理者の選任届等	109
(3)	整備管理者の資格要件	111
(4)	整備管理者の補助者の選任	112
(5)	解任命令	112
(6)	整備管理者の兼職	113
(7)	整備管理者の外部委託の禁止	113
3	整備管理者の職務権限	
(1)	整備管理者の職務権限	113
(2)	整備管理規程	113
4	整備管理者の研修について	114
5	点検等の施設について	114
6	整備管理者の業務について	
(1)	整備管理者の業務内容	116
(2)	日常点検整備	117
(3)	定期点検整備	121

第6章	労働時間規制の理解のために	
1	労働時間等の定義	124
2	改善基準の概要	127
3	就業規則の届出	130
4	時間外・休日労働に関する協定書（36協定）の届出	131
第7章	運送事業者として知っておきたいこと	
1	表示、掲示事項（約款、運賃含む。）	142
2	届出、諸報告	142
3	事業計画に変更はありませんか？	142
4	労務等管理は適切ですか？	142
5	経理・営業関係は適切ですか？	143
第8章	適正化事業実施機関の役割	
1	適正化事業指導員の職務	144
2	貨物自動車運送事業者巡回指導時の指導項目	146
3	自主点検表	147
付録		
1	関係帳票類の保存期間等	付録-1
2	関係法令のHPへのリンク先	付録-2
3	北海道トラック協会HPの適正化関連資料等について	付録-3
お願い	意見記入用のFAX用紙	お願い